

令和4年度答申第55号
令和4年12月2日

諮問番号 令和4年度諮問第57号（令和4年11月15日諮問）
審査庁 外務大臣
事件名 一般旅券発給申請拒否処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、外務大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、旅券法（昭和26年法律第267号）3条1項の規定に基づき、一般旅券の発給の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は自己の志望によってA国の国籍を取得したため日本の国籍を喪失していると認められ、本件申請は同法に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請であるとして、行政手続法（平成5年法律第88号）7条の規定に基づき、一般旅券の発給をしないとの処分（以下「本件拒否処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 定義

ア 旅券法2条2号は、一般旅券とは公用旅券以外の旅券をいうと規定し、同条1号は、公用旅券とは国の用務のため外国に渡航する者及びその者

が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいうと規定している。

イ 旅券法2条5号は、都道府県とは本邦から一般旅券によって外国に渡航する者の住所又は居所の所在地を管轄する都道府県をいうと規定し、同条6号は、都道府県知事とは前号に定める都道府県の知事をいうと規定している。

(2) 一般旅券の発給の申請

旅券法3条1項は、一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる書類及び写真を、国内においては、都道府県に出頭の上、都道府県知事を経由して外務大臣に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならないと規定し、同項1号には「一般旅券発給申請書」が、同項2号には「戸籍謄本又は戸籍抄本」が掲げられている。

(3) 一般旅券の発行

旅券法5条1項本文は、外務大臣は、同法3条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が10年の数次往復用の一般旅券を発行すると規定している。

(4) 一般旅券の発給の拒否

旅券法13条1項は、外務大臣は、一般旅券の発給を受けようとする者が同項各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給をしないことができる」と規定している（ただし、同項各号には、「日本の国籍を有していない者」は掲げられていない。）。

(5) 旅券の失効

ア 旅券法18条1項は、旅券は、同項各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うと規定し、同項1号には、「旅券の名義人が（中略）日本の国籍を失ったとき」が掲げられている。

イ 国籍法（昭和25年法律第147号）11条1項は、日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失うと規定している。

ウ A国B法（a年b月c日法律）d条e項は、主務大臣は、A国市民でない者がA国市民権の取得の申請をした場合において、当該申請者が同項各号の要件（年齢が18歳以上であること、A国永住のために合法的に入国を認められ、かつ、当該申請の日の直前の4年間に少なくとも3

年間A国に居住していたこと、A国の公用語のいずれかについて十分な知識を有することなど)に該当するときは、A国市民権を付与しなければならぬと規定している。

(6) 申請に対する審査、応答

行政手続法7条は、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等（行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう（同法2条3号）。）を拒否しなければならないと規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事項及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和元年12月5日、C旅券事務所において、旅券法3条1項の規定に基づき、D知事を経由して処分庁に対し、一般旅券発給申請書、戸籍謄本、写真等を提出して、一般旅券の発給の申請（本件申請）をした。提出された一般旅券発給申請書（以下「本件申請書」という。）の「外国籍の有無」欄には、「現在外国の国籍を有していますか。」との問いに対し、「いいえ」がチェックされていた。

（本件申請書、令和4年11月25日付けの審査庁の事務連絡・添付10）

(2) 審査請求人は、平成31年2月12日、E市において、一般旅券の発給の申請（以下「前回申請」という。）をしたことがある（なお、前回申請は、その後に取り下げられた。）が、その際に提出された一般旅券発給申請書（以下「前回申請書」という。）の「外国籍の有無」欄には、「現在外国の国籍を有していますか。」との問いに対し、「はい」がチェックされ、2007年（平成19年）11月にA国の国籍を取得した旨が記載されていたことから、前回申請書と本件申請書の記載に相違のあることが判明した。

そして、審査請求人は、令和元年12月24日、C旅券事務所において、自己名義のA国の旅券を提示した。

そこで、処分庁は、審査請求人は現にA国の国籍を有していると認められるとして、令和元年12月27日付け及び令和2年2月18日付けで、審査請求人に対し、本件申請書の「外国籍の有無」欄の補正を依頼するとともに、A国の国籍を取得した経緯が分かる資料の提出を求めた。

(令和4年11月25日付けの審査庁の事務連絡・添付12、令和元年12月27日付け及び令和2年2月18日付けの「一般旅券発給申請の補正について(通知)」と題する各書面)

- (3) 審査請求人は、令和2年1月21日、C旅券事務所において、本件申請書の「外国籍の有無」欄を前回申請書の当該欄と同様の記載に補正した上、D知事を経由して処分庁に対し、同日付け及び同年2月28日付けの「一般旅券発給申請の補正・補足について」と題する各書面を提出して、A国の国籍を取得した経緯について説明し、関係資料を提出した。

(令和4年11月25日付けの審査庁の事務連絡、令和2年1月21日付け及び同年2月28日付けの各書面)

- (4) 処分庁は、令和2年3月9日付けで、法務省民事局民事第一課長に対し、上記(3)の審査請求人から提出された関係資料等を送付して、審査請求人が日本の国籍を保有しているか否かについて照会をした。

(「日本国籍保有疑義者(X氏)の国籍確認について」と題する書面)

- (5) 法務省民事局民事第一課長は、令和2年6月12日付けで、処分庁に対し、審査請求人は平成20年4月2日にA国B法の規定に基づき自己の申請によりA国の国籍を取得したと認められ、審査請求人によるA国の国籍の取得は国籍法11条1項に規定する「自己の志望によつて外国の国籍を取得したとき」に該当するから、審査請求人は当然に日本の国籍を喪失していると考えられるとの回答(以下「法務省回答」という。)をした。

(「日本国籍保有疑義者(X氏)の国籍確認について(回答)」と題する書面)

- (6) 処分庁は、令和2年6月22日付けで、審査請求人に対し、「貴殿のA国国籍取得が国籍法第11条(国籍の喪失)に該当(貴殿は日本の国籍を喪失していると認められる)ことから、行政手続法第7条に基づき、今次申請により求められた旅券発給を行わないこととしました」との理由を付して、一般旅券の発給をしないとの処分(本件拒否処分)をした。

(「一般旅券発給申請の処分通知」と題する書面)

- (7) 審査請求人は、令和2年9月24日、審査庁に対し、本件拒否処分を不

服として本件審査請求をした。

(「一般旅券発給申請の処分通知に対する審査請求」と題する書面)

- (8) 審査庁は、令和4年11月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、日本国民であり、法務省から国籍の喪失に関する正式な通知等を受けていないし、また、国籍喪失届を提出しておらず、国籍の喪失の手続が完了していないから、日本の国籍を保持している。
- (2) 審査請求人は、旅券の発給に必要な全ての書類（本件申請書、戸籍謄本、写真等）を提出して本件申請をしているから、本件申請は旅券法5条1項の一般旅券の発行の条件及び行政手続法7条の「申請の形式上の要件」を満たしており、旅券が発行されるべきである。
- (3) 審査請求人は、処分庁からの本件申請書の補正依頼を受けて、処分庁に対し、A国の国籍を取得した経緯についての関係資料を提出したところ、処分庁は、これらの関係資料とそれに付随する審査請求人の個人情報データを法務省と共有したが、このことについて、処分庁から一切説明がなく、したがって、審査請求人は許可をしていない。
- (4) 審査請求人のA国の国籍の取得は、1999年（平成11年）から20年にわたるF国及びA国でのA国人との国際結婚生活において外国籍であることによる差別や不利益を被らないために必要であったこと、また、自らがGとしてF国、A国及び諸外国において研究キャリアを積み、業務を遂行する上で必須であったことによるものであり、やむを得ない最後的手段であったから、国籍法11条1項に規定する「自己の志望」によるものではない。
- (5) 本件拒否処分の根拠となっている国籍法11条に関し、2018年（平成30年）3月、東京地方裁判所に対し、「国籍はく奪条項違憲訴訟」が提起され、同条による「日本国籍のはく奪」が憲法に照らして正当化されるか否かが問われているから、このことも本件拒否処分の際に考慮されるべきである。
- (6) 審査請求人は、2018年（平成30年）10月31日、A国の旅券により、上陸許可（在留資格：短期滞在（90日））を得て日本に入国したが、同年12月14日、日本の国籍が判明したとして上記の上陸許可が取

り消され、以後、日本人として、また、2019年（平成31年）4月以降は、H地に在住・在職し、納税義務を果たしているから、審査請求人は「日本社会の構成員」とであると判断されるべきである。

- (7) 旅券発給の拒否事由は、旅券法13条1項に規定されているから、本件申請に係る一般旅券の発給を拒否するのであれば、その理由を同法に基づいて説明すべきである。
- (8) 本件拒否処分は、憲法22条に規定する「職業選択の自由」、「海外渡航の自由」及び「国籍離脱の自由」に反した処分である。
- (9) 審査請求人は、法務省出入国在留管理庁から、現状では日本からの出入国が不可能であると確認されたため、本件申請をした。日本からの出入国は、自らがGとしての業務を遂行するために必要であるから、旅券が発行されるべきである。
- (10) 審査請求人は、本件拒否処分によりGとしての業務の遂行に関する様々な機会を失い、甚大な経済的・社会的不利益を被っているから、旅券が発行されるべきである。
- (11) 本件拒否処分には、次のような違法性がある。

ア 外国籍の取得に関する事実誤認

審査請求人が「2008年4月2日」にA国の国籍を取得したことによって当然に日本の国籍を喪失しているとの法務省回答には、A国の国籍取得の年月日やA国の法律についての事実誤認がある。

イ 平等原則違反（恣意的な対象選択）

外国の国籍を取得したことを正直に申告・報告した者に対してだけ、国籍喪失届の提出を迫ったり、旅券の発給を拒否したりする現行の取扱いは、外国の国籍を取得した日本国民の間に実質的に不均衡を生じさせるものである。本件拒否処分は、審査請求人がA国の国籍を取得したことを疑われたがゆえの不利益処分であるから、憲法14条1項の平等原則に違反する。

ウ 周知義務違反

審査請求人は、国籍法11条1項の規定を知らずにA国の国籍を取得し、その結果、処分庁から日本の国籍を喪失したとして扱われ、経済的・精神的損害を被っているが、これは、処分庁が当該規定を国民に周知する義務を怠ってきたからである。したがって、本件拒否処分は、処分庁が国民に対する国籍法11条1項の規定の周知義務を怠ってきたという重大な過失によってした違法な処分であり、旅券が発行されるべきである。

(12) 以上の理由により、本件拒否処分を取り消し、一般旅券を発給することを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 旅券法における国籍の位置づけについて

旅券は、その所持人が自国民であることを発行国の政府が国際的に証明し、併せて、その国民を通路故障なく旅行させ、同人に必要な保護と扶助を与えるよう関係の諸官に要請する公文書であるとされているから、その性質上、我が国でも、旅券法が定める一般旅券の発給対象者は、日本の国籍を有する日本国民であることを前提としている。このことは、旅券法18条1項1号が旅券の失効事由として「旅券の名義人が（中略）日本の国籍を失ったとき」と定めていることのほか、同法3条1項2号が一般旅券の発給の申請の必要書類として「戸籍謄本又は戸籍抄本」の提出を求めていることから明らかである。

したがって、日本の国籍を有していない申請者から一般旅券の発給の申請を受けた場合には、当該申請者は、その発給の申請の資格を有していないというべきであるから、処分庁としては、旅券法5条1項に定める一般旅券を発行することはできないことになる。すなわち、一般旅券の発給の申請において申請者が日本の国籍を有していることは、旅券法が要請する旅券の発給の要件であるというべきである。

2 外国の国籍の取得による日本の国籍の喪失について

(1) 審査請求人は、自らのA国の国籍の取得は、A国人との国際結婚生活において外国籍であることによる差別や不利益を被らないために必要であったこと、また、自らがGとして外国において研究キャリアを積み、業務を遂行する上で必須であったことによるものであり、やむを得ない最後の手段であったから、国籍法11条1項に規定する「自己の志望」によるものではないと主張する。

しかし、国籍法11条1項にいう「自己の志望」による外国の国籍の取得とは、本人による外国の国籍の取得を希望する意思表示に基づき外国の国籍を取得することを広く指すと解されている。他方で、一定の事実によって当然に外国の国籍を取得する場合（例えば、父母が外国の国籍を取得したことによって子が当然に当該外国の国籍を取得する場合や、本人が外国人との婚姻、養子縁組等の身分行為をしたことによって、当該外国の国籍の取得を希望する意思の有無にかかわらず、当然に当該外国の国籍を取

得する場合)における外国の国籍の取得は、本人による外国の国籍の取得に向けた直接の意思表示に基づくものではないから、「自己の志望」による外国の国籍の取得には当たらないとされている。

これを本件についてみると、審査請求人によるA国の国籍の取得は、申請という審査請求人によるA国の国籍の取得に向けた直接の意思表示によるものであるから、審査請求人が主張する上記の事情を踏まえても、国籍法11条1項にいう「自己の志望」による外国の国籍の取得に当たると認めざるを得ない。

- (2) 国籍法11条1項による国籍の喪失の効果は、外国の国籍を取得した時に自動的に生ずると解されているから、国籍の喪失に伴う届出は、報告的届出であるとされている。したがって、国籍の喪失が戸籍に反映されるという手続が完了しなければ国籍の喪失の効果が生じないというわけではないし、また、国籍の喪失の通知等がされなければ国籍の喪失の効果が生じないというわけでもない。

そうすると、審査請求人は、A国の国籍を取得した時点において日本の国籍を喪失していると判断するのは相当である。

- (3) なお、この点に関する審査請求人の主張(上記第1の3の(1)、(3)から(10)までの主張)は、いずれも本件拒否処分 of 適法性に影響を与えるものではない。

また、審査請求人のその他の主張(上記第1の3の(11))も、以下の理由から採用することができない。

ア 外国籍の取得に関する事実誤認について

本件申請の当時、審査請求人が提出したA国市民権証書によれば、審査請求人が2008年(平成20年)4月2日にA国の市民権(国籍)を取得したことが認められるから、この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。

イ 平等原則違反(恣意的な対象選択)について

国籍法11条1項は、「自己の志望」によって外国の国籍を取得した者に当然に適用される規定であるから、この規定が不平等に適用されるとの審査請求人の主張は、前提を誤っており、失当である。また、審査請求人は、国籍法に反する形で事実上の便益を得ている者が存在することを捉えて、その者と審査請求人との間の不均衡を論ずるが、この立論は、その前提自体が失当である。

ウ 周知義務違反について

日本国民が「自己の志望」によって外国の国籍を取得した場合には、当該外国の国籍を取得する前に、日本の国籍又は外国の国籍を選択する機会が与えられているのであるから、外国の国籍の取得後に国籍を選択する機会を与える必要性は乏しいし、また、重国籍から生ずる弊害をできる限り防止し、重国籍を解消させる観点からは、速やかに日本の国籍を喪失させることが望ましい。このような立法目的からすれば、国籍法11条1項の規定は、合理的であるし、外務省は、法務省とともに、この規定を国民に周知するための広報活動を行っている。

3 本件拒否処分について

処分庁は、本件拒否処分の根拠を行政手続法7条に求めているが、一般旅券の発給の申請者が申請資格を有するか否かは、申請の内容審査を経なければ判断ができない事柄であるから、同条に規定する「申請の形式的要件」には当たらない。したがって、処分庁が本件拒否処分の根拠を行政手続法7条に求めたことは相当ではないといわざるを得ない。

しかし、上記1のとおり、一般旅券の発給の申請において申請者が日本の国籍を有していることは、旅券法が要請する旅券の発給の要件であるが、上記2の(1)及び(2)のとおり、審査請求人は、A国の国籍を取得した時点において日本の国籍を喪失しており、本件申請の当時、旅券法が要請する旅券の発給の要件を満たしていなかったのであるから、処分庁がした本件拒否処分は違法ではない。

そして、本件拒否処分においては、審査請求人が国籍法11条に該当することを示しているから、本件拒否処分の根拠についての上記誤りをもって、直ちに行政手続法8条1項に違反する違法又は不当な処分であるとまではいえない。

したがって、処分庁が旅券法5条に定める一般旅券を発給することができないと判断して本件拒否処分をしたことは、妥当である。

4 結論

以上によれば、本件拒否処分は違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、上記とほぼ同旨の理由により、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。ただし、審理員は、①上記2の(3)のアからウまでの審査請求人の主張（審査請求人が反論書において追加し

た主張) について全く検討をしておらず、また、②処分庁が上記3のとおり本件拒否処分の根拠を行政手続法7条に求めたことについて妥当であるとしていた。そして、審査庁も、本件諮問に当たり提出した諮問説明書において、本件審査請求は棄却すべきであるとし、その理由については「審理員意見書のとおり」としていたことから、当審査会が、審査庁に対し、上記①及び②についての検討を求めたところ、審査庁は、諮問説明書を差し替えて、上記2の(3)のアからウまでのとおり、審査請求人の追加主張についての審査庁としての判断を明らかにするとともに、上記3のとおり、処分庁が本件拒否処分の根拠を行政手続法7条に求めたことは相当ではないとの判断を示した。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件拒否処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人のA国の国籍の取得による日本の国籍の喪失について

ア 審査請求人がA国の国籍を取得した経緯は、各項末尾掲記の資料によれば、以下のとおりである。

(ア) 審査請求人は、昭和f年g月h日に日本の国籍を有する父母の長女として日本で出生した。したがって、審査請求人は、出生により日本の国籍を取得した日本国民である(国籍法2条1号)。

(戸籍全部事項証明書(審査請求人))

(イ) 審査請求人は、平成12年(2000年)7月8日にA国の国籍を有する男性と婚姻をして、平成13年(2001年)にA国に転居した。審査請求人の夫は、平成15年(2003年)にA国の大学に就職し、A国の大学から、平成20年(2008年)5月から1年間のサバティカル(研究休暇)を認められたことから、F国の大学でスカラーシップを取得することになったが、審査請求人は、日本の旅券であったため、F国への入国・滞在でビザが必要となり、手続が煩雑になるとして、F国の大学から、A国の国籍を取得することが最善であると勧められた。

(戸籍全部事項証明書(審査請求人)、審査請求人作成の「一般旅券発給申請の補正・補足について」と題する書面(2020年1月21日付け))

(ウ) そこで、審査請求人は、その申請により、平成20年(2008年)

4月2日、A国の国籍を取得し、同年5月から1年間、夫と共にF国に滞在した後、A国に帰国した。

(審査請求人作成の「一般旅券発給申請の補正・補足について」と題する書面(2020年1月21日付け)、A国市民権証書、A国の旅券)

以上によれば、審査請求人のA国の国籍の取得は、審査請求人によるその取得を希望する意思表示に基づくものであることが明らかであるから、国籍法11条1項に規定する「自己の志望」によるものであると認められる。

したがって、審査請求人は、平成20年(2008年)4月2日にA国の国籍を取得したことによって、国籍法11条1項の規定により、当然に日本の国籍を喪失しているといえる(処分庁からの照会に対する法務省回答も、上記と同旨である(上記第1の2の(4)及び(5))。)

イ これに対し、審査請求人は、様々な理由を挙げて、A国の国籍を取得したことによって日本の国籍を喪失していないと主張するが、以下のとおり、その主張は、いずれも採用することができない。

(ア) まず、審査請求人は、法務省から国籍の喪失に関する正式な通知等を受けていないし、また、国籍喪失届を提出しておらず、国籍の喪失の手続が完了していないから、日本の国籍を保持していると主張する(上記第1の3の(1))。

しかし、国籍法11条1項によれば、日本国民は、「自己の志望」によって外国の国籍を取得したときは、それによって自動的に日本の国籍を喪失する(木棚昭一著「逐条国籍法—課題の解明と条文の解説—」592頁参照)のであって、日本の国籍の喪失のために、法務省からの国籍の喪失に関する通知等や国籍喪失届の提出が必要であるとされていない。審査請求人が指摘する国籍喪失届は、外国の国籍を取得したことによって日本の国籍を喪失したという既に発生した事実についての報告的届出であると解されている(木棚昭一著・前掲書593頁参照)から、審査請求人が国籍喪失届を提出していないとしても、審査請求人が日本の国籍を喪失していることに変わりはない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(イ) 次に、審査請求人は、自らのA国の国籍の取得は、F国及びA国でのA国人との国際結婚生活において必要であったこと、また、自らがGとして外国において研究キャリアを積み、業務を遂行する上で必須であっ

たことによるものであり、やむを得ない最後の手段であったから、国籍法11条1項に規定する「自己の志望」によるものではないと主張する（上記第1の3の(4)）。

しかし、国籍法11条1項は、外国の国籍の取得が「自己の志望」によるものであるか否かを問題としており、外国の国籍の取得を志望した理由や動機は問題とはしていない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(ウ) さらに、審査請求人は、2018年（平成30年）10月31日、A国の旅券により、上陸許可を得て日本に入国したが、同年12月14日、日本の国籍が判明したとして上記の上陸許可が取り消され、以後、日本人としてH地に在住・在職し、納税義務を果たしているから、審査請求人は「日本社会の構成員」であると判断されるべきであると主張する（上記第1の3の(6)）。

上記の上陸許可が取り消された経緯や理由は、明らかではないが、審査請求人が日本に在住・在職して納税義務を果たしていることは、審査請求人が日本の国籍を有していることと直結するものではないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(2) 本件拒否処分について

ア 旅券法は、旅券についての定義規定を置いていないが、旅券とは、その所持人が自国民であることを発行国の政府が国際的に証明し、併せて、その国民を通路故障なく旅行させ、同人に必要な保護と扶助を与えるよう関係の諸官に要請する公文書であるとされている（旅券法研究会編著「旅券法逐条解説」245頁参照）。このような旅券の性質から、旅券法に基づく旅券の発給は、申請者が日本の国籍を有していることを当然の前提としているものと解される。

したがって、日本の国籍を有していない者から一般旅券の発給の申請があった場合には、処分庁としては、旅券の性質から、当該申請者が日本の国籍を有していないことを理由として一般旅券の発給を拒否することができるものと解するのが相当である。このことは、旅券法3条1項2号が一般旅券の発給の申請に必要な書類として「戸籍謄本又は戸籍抄本」の提出を求めていること（上記第1の1の(2)）及び同法18条1項1号が旅券の失効事由として「旅券の名義人が（中略）日本の国籍を失ったとき」を掲げていること（上記第1の1の(5)のア）からも明らかであるということ

ができる。

イ これを本件についてみると、審査請求人は、上記(1)のAのとおり、平成20年（2008年）4月2日にA国の国籍を取得したことによって、国籍法11条1項の規定により、当然に日本の国籍を喪失しており、本件申請の当時、日本の国籍を有していなかったのであるから、処分庁がそのことを理由として本件拒否処分をしたことに違法又は不当な点は認められない。

ウ これに対し、審査請求人は、様々な理由を挙げて、本件拒否処分が違法又は不当であると主張するが、以下のとおり、その主張は、いずれも採用することができない。

(ア) 審査請求人は、旅券の発給に必要な全ての書類（本件申請書、戸籍謄本、写真等）を提出して本件申請をしており、本件申請は旅券法5条1項の一般旅券の発行の条件を満たしているから、旅券が発行されるべきであると主張する（上記第1の3の(2)）。

審査請求人が提出した戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）には、審査請求人が日本の国籍を喪失した旨の記載はされていないが、これは、そのことについての報告的届出がされていないためである。しかし、上記(1)のAのとおり、審査請求人は、A国の国籍を取得したことによって、当然に日本の国籍を喪失しており、本件申請の当時、日本の国籍を有していなかったのであるから、処分庁としては、審査請求人に対して一般旅券を発給することはできない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(イ) 審査請求人は、処分庁からの本件申請書の補正依頼を受けて、処分庁に対し、A国の国籍を取得した経緯についての関係資料を提出したところ、処分庁は、これらの関係資料とそれに付随する審査請求人の個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を法務省と共有したが、このことについて、処分庁から一切説明がなく、したがって、審査請求人は許可をしていないと主張する（上記第1の3の(3)）。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則2条1号の規定（令和4年4月1日施行）による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）8条は、行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のため

に保有個人情報を提供してはならないと規定している（1項）が、本人の同意があるとき（2項1号）のほか、他の行政機関に保有する個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき（同項3号）も、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる（同項本文）。

そうすると、本件において、処分庁は、本件申請に係る一般旅券の発給の可否を判断するに当たり、審査請求人が日本の国籍を有しているか否かを判断する必要があり、そのためには国籍に関する事務を所管する法務省（法務省設置法（平成11年法律第93号）4条1項21号参照）に対し意見を照会する必要があるとして、本件保有個人情報を法務省に提供したことが認められるから、本件保有個人情報の提供は、行政機関個人情報保護法8条2項3号の場合に該当するということができる（なお、行政機関個人情報保護法8条2項ただし書は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を提供することはできないと規定しているが、本件保有個人情報の提供について上記のおそれがあったとは認められない。）。

したがって、本件保有個人情報の提供は、審査請求人の同意（許可）がないとしても、行政機関個人情報保護法8条2項3号の場合に該当し、違法又は不当であったとはいえないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (ウ) 審査請求人は、本件拒否処分の根拠となっている国籍法11条に関し、「国籍はく奪条項違憲訴訟」が提起され、同条による「日本国籍のはく奪」が憲法に照らして正当化されるか否かが問われているから、このことも本件拒否処分の際に考慮されるべきであると主張する（第1の3の(5)）。

しかし、上記の訴訟が提起されて国籍法11条の合憲性が問われていること自体は、本件拒否処分の適否に影響を与えるものではないから、審査請求人の上記の主張は、採用することができない。

- (エ) 審査請求人は、旅券発給の拒否事由は旅券法13条1項に規定されているから、本件申請に係る一般旅券の発給を拒否するのであれば、その

理由を同法に基づいて説明すべきであると主張する（上記第1の3の(7)）。

確かに、旅券法13条1項には、一般旅券の発給の拒否事由として、申請者が日本の国籍を有していないことは掲げられていない（上記第1の1の(4)）が、上記アのとおり、同法に基づく旅券の発給は、旅券の性質から、申請者が日本の国籍を有していることを当然の前提としているものと解されるから、本件拒否処分の根拠は、同法自体に求めるのが相当である。

これに対し、処分庁は、本件拒否処分の根拠を行政手続法7条に求めている（上記第1の2の(6)）が、同条に規定する「申請の形式上の要件」とは、申請が有効に成立するために法令において必要とされる事項のうち、当該申請書の記載、添付書類等から外形上明確に判断することができるものをいうところ、「申請資格を有する者による申請であること」や「申請内容が真正であること」は、一般に、申請の内容審査等を経なければ判断することができない事柄であると考えられ、上記の「申請の形式上の要件」には当たらないとされている（総務省行政管理局「逐条解説行政手続法」146頁参照）。

そうすると、本件拒否処分は、審査請求人が日本の国籍を有していないこと、すなわち、審査請求人が「申請資格を有する者」でないことを理由としてされたものであるから、処分庁のようにその根拠を行政手続法7条に求めることは相当でないといわざるを得ない。

しかし、処分庁は、本件拒否処分の実質的な理由として「貴殿のA国国籍取得が国籍法第11条（国籍の喪失）に該当（貴殿は日本の国籍を喪失していると認められる）」とも説明している（上記第1の2の(6)）から、この点を踏まえれば、本件拒否処分の根拠についての処分庁の説明が相当でなかったことによって、行政手続法8条1項が求める理由付記の趣旨が損なわれているとまではいえない。

したがって、本件拒否処分は、理由付記の点で違法又は不当であるとは認められない。

(ウ) 審査請求人は、本件拒否処分は憲法22条に規定する「職業選択の自由」、「海外渡航の自由」及び「国籍離脱の自由」に反した処分であると主張する（上記第1の3の(8)）。

しかし、本件拒否処分の実質は、審査請求人がA国の国籍を取得し

たことによって日本の国籍を喪失したことを確認したものにすぎない。すなわち、審査請求人の職業選択や海外渡航等をめぐる現状は、本件拒否処分によって形成されたものではなく、審査請求人がA国の国籍を取得して日本の国籍を喪失したことによって形成されたものである。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(カ) 審査請求人は、法務省出入国在留管理庁から、現状では日本からの出入国が不可能であると確認されたために、本件申請をしたのであり、日本からの出入国は、自らがGとして業務を遂行するために必要であるから、旅券が発行されるべきであると主張する（上記第1の3の(9)）。

審査請求人と法務省出入国在留管理庁との間でどのようなやり取りがされたのかは、明らかではないが、審査請求人は、A国の国籍を取得してA国の旅券を所持しており、2018年（平成30年）10月31日にA国の旅券により日本に入国しているから、日本からの出入国ができないというわけではない。上記の主張は、審査請求人が日本の旅券を所持していないため、日本に滞在するためには在留資格の取得等の手続が必要となり、不便であること（すなわち、日本における生活や業務の遂行のためには日本の旅券を所持する方が便宜であること）を主張しているものと考えられるが、審査請求人が日本に滞在するために在留資格の取得等の手続が必要となっているのは、審査請求人が外国における生活の便宜や業務の遂行のためにA国の国籍を取得して日本の国籍を喪失したことによるものである。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(キ) 審査請求人は、本件拒否処分により、Gとしての業務の遂行に関する様々な機会を失い、甚大な経済的・社会的不利益を被っているから、旅券が発行されるべきであると主張する（第1の3の(10)）。

この主張も、審査請求人が日本の旅券を所持していないため、日本に滞在するためには在留資格の取得等の手続が必要となり、不利益を被っていることを主張しているものと考えられるから、上記(カ)と同様、採用することができない。

(ク) 審査請求人は、審査請求人が「2008年4月2日」にA国の国籍を取得したことによって当然に日本の国籍を喪失しているとの法務省回答には、A国の国籍取得の年月日やA国の法律についての事実誤認があると主張する（上記第1の3の(11)のア）。

審査請求人は、A国の国籍を取得した資料として、「A国市民権証」(Citizenship Card)と「A国市民権証書」(Citizenship Certificate)を提出しているが、前者のカードには「2007 11」、後者の証書には「02 April 2008」と記載されていて、二つの資料に記載されている年月(日)が異なっている。A国政府の説明によれば、前者のカードに記載されている年月は「カードの発行年月」であるのに対し、後者の証書に記載されている年月日はA国の市民権の取得申請者が市民権取得に係る宣誓をした日であり、この日が「A国市民権の取得年月日」になるとのことである(A国政府のホームページ、令和4年11月30日付けの審査庁の事務連絡)。また、外務省において、本件における「カードの発行年月」が「A国市民権の取得年月日」よりも前であることについて、在日A国大使館を通じて得た情報によれば、審査請求人がA国の市民権を取得した当時においては、A国の市民権の取得申請が受理され、当該申請者がA国の市民権取得適格者であると判断されてA国政府に登録がされた時点で、当該申請者に対して「A国市民権証」が発行され、その後、当該申請者がA国の市民権取得に係る宣誓をした日に「A国市民権証書」が発行されるという手続の流れであったとのことである(令和4年12月1日付けの審査庁からのメールによる補足説明)。

そうすると、審査請求人がA国の市民権(国籍)を取得したのは、2008年(平成12年)4月2日であると認められる。

そして、法務省回答に記載されている「A国B法第d条第e項」は、A国の市民権(国籍)の取得の申請に関する規定である(上記第1の1の(5)のウ)。

したがって、法務省回答にA国の国籍取得の年月日やA国の法律についての事実誤認があるとは認められないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(ケ) 審査請求人は、外国の国籍を取得したことを正直に申告・報告した者に対してだけ、国籍喪失届の提出を迫ったり、旅券の発給を拒否したりする現行の取扱いは、外国の国籍を取得した日本国民の間に実質的な不均衡を生じさせるものであり、本件拒否処分は、審査請求人がA国の国籍を取得したことを疑われたがゆえの不利益処分であるから、憲法14条1項の平等原則に違反すると主張する(上記第1の3の(11)のイ)。

しかし、我が国の政府において日本国民が外国の国籍を取得したことを漏れなく把握することは、困難であるから、外国の国籍を取得した日本国民に対する国籍喪失届の提出の促しや旅券の発給の拒否は、当該日本国民が外国の国籍を取得したことを把握した機会を捉えてせざるを得ず、その結果として、外国の国籍の取得を把握された日本国民と把握されていない日本国民との間で上記の取扱いに差が生ずることは、やむを得ないことであって、そのことをもって憲法14条1項の平等原則に違反するとはいえない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(2) 審査請求人は、本件拒否処分は処分庁が国民に対する国籍法11条1項の規定の周知義務を怠ってきたという重大な過失によってした違法な処分であると主張する（上記第1の3の(1)のウ）。

しかし、本件拒否処分は、上記イのとおり、審査請求人がA国の国籍を取得したことによって、国籍法11条1項の規定により、当然に日本の国籍を喪失しており、本件申請の当時、日本の国籍を有していないとしてされたものであって、違法な処分ではないし、また、外務省は、法務省とともに、国籍法11条1項の規定を国民に周知するための広報活動を行っている（外務省ホームページ（「戸籍・国籍関係届の届出について」における国籍喪失届の紹介）、在A国日本国大使館ホームページ（「日本国籍の喪失等に関するご案内」における説明）、法務省ホームページ（「国籍Q&A」の「Q12（日本国籍を喪失するのは、どのような場合ですか?）」に対する回答）参照）。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(3) 小括

上記(1)及び(2)で検討したところによれば、本件拒否処分は違法又は不当であるとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委 員 原

優

委 員 野 口 貴 公 美
委 員 村 田 珠 美